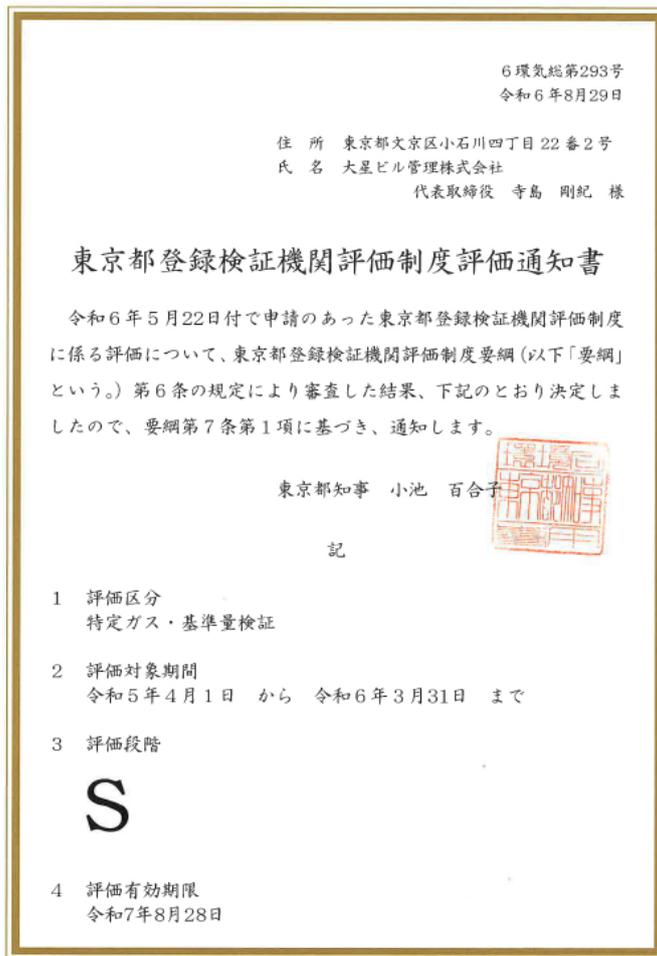


～7年連続で最高ランク取得～
東京都「総量削減義務と排出量取引制度」における
登録検証機関「S評価」取得について

大星ビル管理株式会社は、東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」に係る2024年の「登録検証機関評価制度」にて、最高ランクである「S評価」を取得しました。



総量削減義務と排出量取引制度は、大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500 kL以上の事業所）にCO2排出量の削減義務を課すものであり、オフィスビル等を対象とする都市型キャップ・アンド・トレード制度です。

当制度では、削減義務の目安となる基準排出量の検証や毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証等にあって、登録検証機関による検証を受けることが必須となっていますが、大星ビル管理株式会社は、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」における登録検証機関（登録番号30）として、東京都に登録された区分の大規模事業所に対する検証サービスを提供しております。

※評価結果の詳細は以下のリンク先をご覧ください。

[東京都環境局ホームページ](#)